

## 随意契約理由書

1 案件名称

車載端末装置導入業務委託

2 契約の相手方

富士通株式会社

3 随意契約理由

当局が保有する車載端末装置は、消防車両及び救急車両（以下「消防車両等」という。）の位置や動態を管理し、災害現場に最も早く到着することができる車両を選定する消防情報システムの消防車両動態管理・情報電送機能のうち消防車両等に搭載している装置である。

上記業者は、消防情報システム及び車載端末装置ソフトウェアを開発・納入した業者であり、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、消防情報システムの運用を停止することなく車載端末装置を導入することのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） 電話番号 06-4393-6573

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

消防業務紹介用広報映画改訂版製作業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 蒼映社

### 3 随意契約理由

本業務は、平成 25 年度に作成した広報映画「おおさかの消防-市民とともに-」(以下、「広報映画」という。)を基に、火災状況、ナレーション、及びタイトル等を改訂するものである。

当該広報映画は、平成 20 年度に株式会社読売映像が作成した「めざせ安心都市市民とともに・大阪消防」を基に、同社より映像使用許諾権を得て株式会社蒼映社が作成したものである。

そのため、広報映画の映像著作権は蒼映社のみが有するものであり、無断で他者へ広報映画の提供等を行うことは映像著作権の侵害となる。

よって、広報映画の改訂にかかる製作は、映像著作権を有する株式会社蒼映社が法令等の規定により履行できる唯一の委託業者となるため、上記業者を指定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

消防局総務部企画課（広報）（電話番号 06-4393-6058）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

救急資器材C（呼気終末炭酸ガス濃度測定器）点検業務委託

### 2 契約の相手方

日本光電工業株式会社

### 3 随意契約理由

当該救急資器材（呼気終末炭酸ガス濃度測定器）は、救急活動用として、傷病者の状態を正確に把握し、迅速かつ適切な処置を行う為に必要な高度救急救命処置用資器材であり、これらの資器材の故障は、傷病者の生命に重大な支障を及ぼす可能性があるため、常時各機器の性能維持に努め、その安全性を確保しなければならない。

当局保有の本製品は、日本光電工業株式会社が独自に設計し製作したものであり、構成部品も自社製品専用のもので、他社メーカーでは点検を含め当該製品の構造、分解、組立手順等の知識や技術を有していないため、上記業者が本業務を行うことができる唯一の業者である。よって、上記業者を指定する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） 電話番号 06-4393-6628

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市消防局庁舎清掃業務委託（その3）長期継続

2 契約の相手方

大都美装株式会社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市消防局庁舎及び西消防署庁舎の日常清掃及び定期清掃を行うものである。

本業務にあっては、当該履行中の契約が令和2年11月30日に終了するため、新たな契約を締結し、令和2年12月1日から業務を実施する必要がある。

このため、令和2年4月17日に総合評価一般競争入札を公開したが、公告中に仕様書の誤りが発見され、案件取下げの後、再度発注しているが、令和2年12月1日までに契約締結することができない。

よって、再度の入札により契約相手方が決定し、準備期間を含め業務を開始するまでの必要最小限の間、現在本業務を履行中である上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

消防局総務部総務課（電話番号 06-4393-6039）

## 随意契約理由書

1 案件名称

消防情報システム業務用端末導入業務委託

2 契約の相手方

富士通 Japan 株式会社

3 随意契約理由

本業務は消防情報システム業務用端末の増設にあたり実施するもので、別途購入するノートパソコンが当該システムの一部として正常稼働するように、専用アプリケーションソフトの導入及び設定等を委託するものである。

上記業者は、当局の消防情報システム開発業者である富士通株式会社の大阪府下における唯一の代理店で、システム独自の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、本業務を履行することのできる唯一の業者である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（情報システム） 電話番号 06-4393-6573